



消費生活

みみより情報

No. 11
平成23年5月
発行／市消費生活センター
編集／市役所市民生活課
広報市民相談室
電話 22-1111 内線 306

この情報紙は、地方消費者行政活性化事業を活用して発行しています。

東北地方を襲った地震・津波の被害にあわれた皆様に心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧復興をお祈りいたします。

今回お届けする情報紙では、震災に便乗した悪質商法などに対する注意について、国民生活センターのホームページより抜粋してお知らせします。震災に便乗した悪質な商法とおもわれる事例が西之表市内でも発生しています。トラブルにあわないよう、十分ご注意ください。

過去の震災で見られた消費者トラブル



阪神淡路大震災、新潟県中越沖地震など、大規模な地震の後には地震災害に便乗した点検商法やかたり商法といった悪質商法が横行します。これは被災地だけでなく周辺の地域も発生します。

耐震診断・耐震工事や停電への不安に乗じたソーラーシステムなどの発電システムの訪問販売などさまざまです。過去の震災の事例から、これらの手口を知り、今後に備えることが重要です。

義援金詐欺が疑われる例

- 2・3日前に「役所の者です。震災の義援金をお願いします。」とあって、男性2人がやってきた。募金してしまったが役所の職員だろうか。
- 「地震の被災地の復興支援の義援金として、貴金属の売却代金を寄付したい。貴金属を売ってほしい」という不審な電話が頻繁にかかってくる。
- 「北海道産のカニを半額で買わないか、売上金の一部を震災の義援金にする」との電話勧誘があった。信用できるか。

《過去の震災時にみられた義援金詐欺の例》

- 日本赤十字社や中央共同募金会の名をかたり、担当者個人と称する銀行口座に義援金を振り込む依頼のハガキや電子メールを送りつける。
- 公的機関を思わせる名称を用いて、自宅を訪問したり、ハガキを送ったりして義援金名目のお金を求める。

義援金は、たしかな団体を通して送るようしてください。振込口座がそのたしかな団体の正規のものであることも確認してください。不審に思った場合は、警察(全国共通ダイヤル「#9110」、最寄りの警察本部・警察署)に相談してください。

国民生活センターのホームページ (http://www.kokusen.go.jp/ncac_index.html) に震災に関する消費生活情報を掲載しています。引き続き震災関連情報にご注意ください。

見守り新鮮情報

第103号

見知らぬ業者からダイレクトメールが届いた。数日後、別の業者から「水源地の権利に関するパンフレットが届きましたか?この権利は個人しか買えず、我々法人は欲しくても買えない。一口10万円のところを32万円で買い取る。環境保護のためにもなるのでぜひ協力して欲しい」と電話があった。少しでも役に立

ならと思い、ダイレクトメールの業者に電話して、手持ちの70万円で7口買った。

それから急に、売る側と買い取る側の両方から「もっと買わないか」としつこく電話がかかってくるようになり、不審に思い始めたところに社員券なるものが送られてきた。(70歳代 女性)



環境保護にもなるもうけ話? 水源地の権利を売ります!買います!

見守り新鮮情報

第106号

事例1 実家の両親宅に業者が訪れ、「地震で瓦が落ちていたので、修理が必要だ。すぐに屋根の修理工事をしたほうがよい」と勧誘し、両親は契約してしまったようだ。震災に便乗した商法ではないかと不審に思う。

事例2 「行政から補助金が出る」と、震災後のリフォーム工事の勧誘が横行しているようだ。近所も液状化現象が起きており、今後補修工事が必要な家はたくさんある。勧誘にのってしまうのではないかと心配だ。

事例3 「北海道産のカニを半額で買わないか、売上金の一部を震災の義援金にする」との電話勧誘があった。信用できるか。



注意! 震災に便乗した悪質商法

ひとこと助言

● 購入を勧める業者とは別の業者が「高値で買い取る」と勧誘し、消費者の投資欲をおおる「劇場型」の投資トラブルです。

● これまで未公開株、外国通貨などをめぐって同様の手口がみられましたが、今回は水源地の権利と称するものです。「水源地の権利」「譲渡担保権」「社員券」など、いろいろな表現が使われており、セールストークも「配当が付く」「大手数社メーカーが関与している」「日本の水源地を中国から守るため」など、さまざまです。

● 事例のケースでは、実在する自治体の事業であるかのように説明していましたが、そのような計画は実在していません。

● 実際に買い取りが実行された事例はなく、業者に返金を求めても戻ってこないことがほとんどです。この手の勧誘は、きっぱりと断りましょう。



発行：独立行政法人国民生活センター 本文イラスト：道崎ま

2011年2月9日

ひとこと助言

● 災害時の混乱や、被災者を支援したいという気持ちにつけこんだ便乗商法と疑われる相談が寄せられています。今後被害が広がる可能性がありますので、被害防止のために紹介するものです。

● その場ですぐに契約してはいけません。頼んでもいないのに押しつけてきて、しつこく勧誘する業者には特に注意してください。

● 公的な制度については、業者の説明をうのみにせず、必ず自治体に確認しましょう。

● この他にも、義援金名目の振り込み詐欺にも注意が必要です。

● 被害に遭いそうになったとき、被害に遭ってしまったときは、すぐにお住まいの自治体の消費生活センター等に相談ください。



発行：独立行政法人国民生活センター 本文イラスト：道崎ま

2011年3月18日

見守り新鮮情報 103号は、投資や出資金にまつわる悪質な勧誘の事例です。西之表市内においても見知らぬ業者から、「借入金募集申込み」や「水源地譲渡担保権の購入申込み」の封書が届いたとの相談が寄せられています。このような投資や出資金などを勧誘する業者には、安易に連絡をしたり、お金を振り込んだりしないよう、十分注意してください。

西之表市内においても、突然訪問してきた男性に「震災の義援金にあてたい。いらぬ貴金属はないか。」と勧誘される事例が発生しています。今回の地震や津波の被害にあわれた方々を思う優しい気持ちに付け込んだ、悪質な商法と思われるので、今後も震災に便乗した新手法の勧誘が予想されますので、被害にあわないよう十分ご注意ください。おかしいと思ったら、被害にあったら、早めに消費生活センターにご連絡ください。

◆◆◆ 無料法律相談会を定期的に開催します ◆◆◆

市では法律問題（相続、遺言、借金問題、交通事故、家族・親族関係その他）でトラブルや悩みを抱えている市民を対象に、無料法律相談会を実施します。多重債務や悪質商法のトラブルでお悩みの方についても下記の内容をご確認の上ご利用ください。相談会実施については、今後も広報紙などでお知らせしますが、ご不明な点は消費生活センターにお問い合わせください。

内 容	鹿児島県弁護士会所属の弁護士が、法律の一般的な説明及び問題に対するの対処方法、法的手段の手続きの仕方などについて助言します。
対 象 者	西之表市民
利 用 料	無料
相談の方法	面談
平成23年度相談日	平成23年4月28日（木曜日）（実施済み） 平成23年6月23日（木曜日） 平成23年8月25日（木曜日） 平成23年10月27日（木曜日） 平成23年12月22日（木曜日） 平成24年2月23日（木曜日）
時 間	午前10時～12時 午後1時30分～2時30分
相談会場	市役所2階会議室
人数・相談時間	各回6人、一人当たり30分程度
予約申込み問い合わせ先	市役所市民生活課広報市民相談室（市消費生活センター） 午前8時30分～午後5時15分（土日祝日を除く） 電話22-1111 内線306

※日程は予定で、変更になる場合があります。相談を希望される場合は、事前にご確認ください。

次回の相談日は6月23日です。相談を希望される方は、市消費生活センターにご連絡ください。

借金問題は必ず解決できます

ひとりで悩まないで、ご相談ください。

債務整理の方法として次の方法がありますが、これはあくまでも目安です。詳しくは相談の上、ご確認ください。
弁護士や司法書士が債務整理を受任し、貸金業者に通知すると、取立てをストップできます。



任意整理	借り手と貸し手が話し合い、利息制限法に基づいて利息計算をし直したうえで、元金や利息の減額などの交渉をします。ほとんどの場合、弁護士や司法書士等の専門家に依頼します。
特定調停	簡易裁判所の調停委員が借り手と貸し手の間に入り、あっせんして利息制限法などにより両者の合意を成立させます。費用が最も安い債務整理方法です。
個人再生	裁判所が認めた返済計画で完済すると、残りの借金が免除されます。自宅を手放さず、住宅ローンを支払いながら返済を続けられる場合があります。
自己破産	裁判所から破産宣告を受けて、免責決定を受けると借金が免除されます。

◆◆◆ 消費生活相談員による出前講座の実施 ◆◆◆

西之表市消費生活センターでは、消費生活相談員を地域に派遣して、高齢者やその周りの方々、児童生徒やその保護者を対象に「消費生活に関する出前講座」を実施します。

地域、グループ、団体などで出前講座を希望される場合は、市消費生活センターまでご連絡ください。

講 師	西之表市消費生活センター消費生活相談員
講話の内容	悪質商法等による消費者トラブルから身を守るために
時 間	60分程度
受講人数	定員はありません。
会 場	公民館など主催者で確保してください。
申込み方法	市役所消費生活センターに備付けの出前講座申込書によりお申込みください。（市役所市民生活課広報市民相談室内）
そ の 他	日程については、消費生活相談員のスケジュールを調整のうえお受けすることになりますので、ご希望の日時に実施できない場合がありますのでご了承ください。

◆消費生活に関する啓発用ビデオの貸し出しについて◆

西之表市消費生活センターでは、消費者トラブルを未然に防止することを目的に、トラブル対処法を分かりやすくまとめたビデオやDVDを、各種研修等の教材として貸し出ししています。貸し出しを希望される方は、市役所消費生活センターまでご連絡ください。

《 貸し出し用ビデオ、DVD一覧 》

対 象	形状	題 名	時間	製作年度
小 学 校 中・高学年	VHS	ナポレオンの“お金のいろいろ教えますショー”	18分	平成14
中 学 生	DVD	ネットのトラブル、ブルブル！インターネットに振り回されないために	19分	平成20
若 者	VHS	アリトキリギリスの多重債務にご用心	22分	平成15
	VHS	悪質商法ネタばらし ～若者を狙うだましの手口～	30分	平成18
	VHS	だまされないで！！悪質商法 NOといわなきゃダメだニャー	25分	平成13
一 般	VHS	カードに潜む見えざる罠 ～カードトラブルに巻き込まれないために～	20分	平成17
	VHS	撃退！架空請求 ある悪質業者の手口	19分	平成16
	VHS	あれ？もしかして・・・～高齢者を狙う悪質な住宅リフォーム～	19分	平成17
	DVD	悪質業者の視点 ～次の狙いはあなたかも～	24分	平成21
中 高 年	VHS	林家ペー&パー子の契約トラブル解決法！	29分	平成12
高 齢 者	VHS	老後の金は渡さん！～お年寄りを狙う悪質商法にご用心～	25分	平成15
	DVD	気にかけて、声かけて、トラブル撃退！悪質商法捕物帳	24分	平成21
知的障害 発達障害 のある方	DVD	断るチカラの磨き方 心の隙を狙う悪質商法	27分	平成21